

見 積 要 項 書

- 1 工事名称 : 令和 8 年度 高遠学校給食センター サッシ改修工事
- 2 発注者 : 伊那市下新田 3050 番地 伊那市長 吉田 浩之
- 3 工事場所 : 伊那市 高遠中学校
- 4 工事期間 : 着手日より令和 8 年 9 月 3 0 日まで
 - (1) 発注者指定型週休 2 日制工事 (通期型) とする。
※週休 2 日工事実施要領を基本とし、詳細については別途、協議するものとする。
 - (2) 現場施工期間は 1 ヶ月程度を想定している。
(高遠中学校等学校夏期休業期間+秋のシルバーウィーク期間を想定)
- 5 敷地概要 : 都市計画区域／内
用途地域／第 1 種住居地域
防火地域／無指定地域
その他／景観計画：田園地域
- 6 工事内容 : 高遠学校給食センターの搬出口サッシの改修工事等
 - (1) 新設搬出口ステージ設置工事
(学校夏季休業期間に工事予定)
 - (2) 新設搬出口サッシの搬入、据付工事
(秋のシルバーウィーク期間に工事予定)
 - (3) 既設搬出口サッシ (建具) の撤去、搬出、処分工事
- 7 見積範囲 : 設計図書及び仕様書による工事並びに見積留意事項、質疑応答書明記事項の範囲
※工事現場において作業等が行われていない期間の現場代理人の常駐等対応について別途協議とします。
 - (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
 - (2) 工事を全面的に一時中止している期間
 - (3) 工場製作のみが行われている期間
- 8 工事請負契約の方法 建設工事標準請負契約約款による。
- 9 保 険
 - (1) 引き渡しまでは受注者は工事目的物、工事材料等について火災保険等を掛けること。
 - (2) 加入期間は原則として工事着手時とし、その終期は工事完成後 14 日以上とすること。また、工事期間中は受注者の責任において労災保険に加入すること。
(双方請負者負担)
 - (3) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示するものとする。
- 10 見積留意事項
 - (1) 本工事は図面及び仕様書に基づき入念な施工を実施するものとする。

- (2) 設計図書等の優先順位は以下とする。 1. 現場説明書および見積要項書（質疑回答書含む） 2. 特記仕様書 3. 設計図及び内訳書項目 4. 公共建築改修工事標準仕様書（（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編、各標準仕様書最新版及び同施工監理指針）、建築物解体工事共通仕様書以上の順位とする。
- (3) 工事契約書及び上記仕様書等によるほか、工事関係提出書類については長野県営繕工事の手引き（長野県建設部施設課監修）最新版により作成すること。
- (4) 工事用用水、動力、光熱費等は請負者の負担とする。また、各料金の本受後より引渡日までの使用料は受注者の負担とする。
- (5) 敷地内障害物は監督員と協議すること。（請負者負担）
- (6) 工事用資材搬入路は指示の経路からとし、破損等に注意し万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。
- (7) 発生材の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」等に従い、場外搬出のうえ元請負者（排出事業者）の責任において適正に処分すること。
- (8) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (9) 竣工時は廃棄物ごと処理数量を一覧表として集計し、積み込み状況写真、運搬状況写真、中間処理場搬入状況写真、処分状況の写真、マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票の写し（廃棄物の種類ごとに 1 セット）を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督職員に提出すること。（B2 票及び D 票はマニフェスト交付 90 日（特別管理産業廃棄物は 60 日）、E 票は 180 日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は監督員と協議すること。）
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律の対象建設工事となる場合、同法第 11 条に基づく通知及び第 12 条に基づく説明を行うこと。
- (11) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について事前調査を行い、報告書を発注者に提出し説明すること。また、事前調査結果は県等に報告すること。
- ア 対象工事 法に規定する一定規模以上の工事
- イ 報告様式 「石綿事前調査結果報告システム」（gBizID）
- (12) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき「再生資源利用（促進）計画書」及び「再生資源利用（促進）実施書」（データ）を提出すること。
- ア 対象工事 法に規定する一定規模以上の工事
- イ 提出様式 「建設リサイクルデータ総合システム」（CREDAS）による。
- (13) 工事請負額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報（CORINS）の登録

をすること。登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録手続きを行うとともに、登録を証明する資料を監督員に提出すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ア 工事受注時 契約締結後10日以内

イ 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内（請負額変更は登録不要）

ウ 工事完成時 工事完成後10日以内

- (14) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱」により近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。また、工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、排出ガス対策型の重機の使用などに留意すること。
- (15) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は被害届を速やかに警察に提出すること。
- (16) 工事着手前に安全計画・仮設計画を作成し監督員の承諾を得ること。
- (17) 施工中は監督員との連絡や打ち合わせを密に行うこと。
- (18) 契約後の建設に関する一切の手続き、関係官公署への必要な届け出及び連絡は速やかに受注者において行うこと。（費用は受注者負担）
- (19) 設計図に詳細が示されていない場合でも、安全上、施工上及び納まり上当然必要となる部分の施工は受注者の負担で入念に完成させること。
- (20) 施工上の軽微な変更については工事費の増減は認めない。
- (21) 工期内での竣工を遵守すること。（関係官公署の検査は完了していること）
- (22) 工事期間中（中止期間中を除く）受注者は相当な経験と知識を有する者で監督員の認めた現場代理人1名を現場に常駐させること。~~また、専任の主任技術者または監理技術者を置くこと。（建設業法等によること）~~
- (23) 工事着手前に総合工程表（ネットワーク式）を作成し監督員の承諾を得ること。
- (24) 工事着手前に総合施工計画書を作成し監督員の承諾を得ること。
- (25) ~~工程会議は随時または定期的を開催し連絡調整をはかること。なお、月に1回はオンライン会議を行うこと。~~
- (26) 工事内訳書記載数量は参考数量である。
- (27) 解体及び撤去等には既存構造体を損傷することのないよう、特に注意すること。
- (28) 工事に際しては、近隣工作物、地盤及び周辺道路等を損傷することのないよう特に注意すること。また、工事完了後に損傷等確認できるように、工事着手前の調査、確認を入念に行うこと。
- (29) 下請契約締結後、施工体系図及び施工体制台帳の写しを監督員に提出すること。
- (30) 次の業種についても建設業の請負工事同等に扱い記載すること。
 - ア 交通整理員、ガードマン

- イ 特別産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者等
- ウ ダンプ運転手
- エ 1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約。
- オ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行うもの。
- カ クレーン等業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合。
- キ 他の会社から応援車を借上げて請負契約を締結した場合（臨時雇用関係である場合を除く）。
- (31) 受注者は下請金額に関らず全ての工事について建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。また、「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。なお、受注者が契約する前項目ア～キの業種についても「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。
- (32) 工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。
- (33) 足場施工に関しては労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」等に基づき実施し、墜落等の労働災害の防止に努めること。
- (34) 工事車両に係る次の事項について施工計画書に記載し、施工時においても遵守すること。
- ア 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- イ 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ウ 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- エ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- オ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- カ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (35) 建設業退職金制度について
- ア 建設業者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- イ 受注者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説

明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

- ウ 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共の発注者用掛金収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。
- (36) 下請契約を締結する際は、伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡内業者とするよう努めること。
- (37) 工事用資材の調達に当たっては、伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡内本店の取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。
- (38) 使用機械は低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (39) レディーミクストコンクリート製造工場の選定について、請負者は、I 類コンクリートの製造工場を JIS マーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定すること。
- (40) 夜間、早朝の稼働を避けること。
- (41) 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。
- (42) 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲する。
- (43) 設計図 CAD データについては貸与することができる場合がある。なお、貸与した CAD データは本工事の履行に必要な施工図等及び竣工図作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。
- (44) 竣工書類等の収納ケースを用意すること、仕様は監督員に確認すること。
- (45) 請負者は竣工写真の撮影者選定にあたって以下の条件とすること。

~~（専門業者の場合）~~

~~ア 竣工写真は市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に無償で
使用することができる。この場合において著作者名を表示しないこと
ができる。~~

~~イ 次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ工事発注者の承諾を得た
場合はこの限りではない。~~

~~（ア）完成写真を公表すること。~~

~~（イ）完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。~~

- (46) 特記仕様書、設計図、及び施工協議等により、再生加熱アスファルト混合物の利用に努めること。なお、再生加熱アスファルト混合物については、長野県（平成 31 年 4 月 1 日適用）「溶融スラグの利用基準」に基づく溶融スラグ（上伊那クリーンセンター製造）を利用した再生建設資材（再生加熱アスファルト混合物、下層路盤材等）の使用に努めること。